第３面

その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

２　前項の規定による立入検査、質問及び収去については第69条第６項の規定を、前項の規定による権限については同条第７項の規定を準用する。

（麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使）

第76条の９　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の７第２項又は前条第１項に規定する当該職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。

様式第百四（第二百四十七条関係）

調　査
立入検査　結果　通知書
質　問
収　去

対象者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
対象者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
対象者の許可又は登録	許可又は登録の種類	
	許可番号又は登録番号及び年月日	
実施年月日		
実施結果		
備考		

上記により、調　査／立入検査／質　問／収　去の結果を通知します。

年　月　日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長　㊞

厚生労働大臣
地方厚生局長　殿
都道府県知事

（注意）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

３　「対象者の許可又は登録」欄には、対象者が製造業等の許可又は登録を受けている場合に記入すること。

様式第百五（第二百四十八条関係）

第１面

85㎜

第　　号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条の２第１項の規定に基づいて立入検査、質問又は収去を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書

職　名

氏　名

写

真

53㎜

年　月　日生

年　月　日発行

独立行政法人医薬品医療機器総合

機構理事長　印

第２面

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）抜粋

（立入検査等）

第69条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第３項、第23条の２の15第３項、第23条の35第３項、第68条の５第４項、第68条の７第６項若しくは第68条の22第６項の委託を受けた者又は第80条の６第１項の登録を受けた者（以下この項にお